平成２９年度第１回事業評価委員会資料

評 価 対 象 事 業 案 内

平成２９年　６月２１日（水）

目　次

	平成２９年度第１回事業評価委員会　評価対象事業位置図	・・・・・・・・	P.　１
１	東村山都市計画道路３・４・１８号線 西東京都市計画道路３・４・２６号線 （西東京市西原町四丁目～東久留米市南町一丁目）	・・・・・・・・	P.　２
２	福生都市計画道路３・３・３０号線 （福生市大字福生）	・・・・・・・・	P.　４
３	八王子都市計画道路３・４・２８号線 （八王子市石川町）	・・・・・・・・	P.　６

平成29年度第1回事業評価員会　評価対象事業位置図

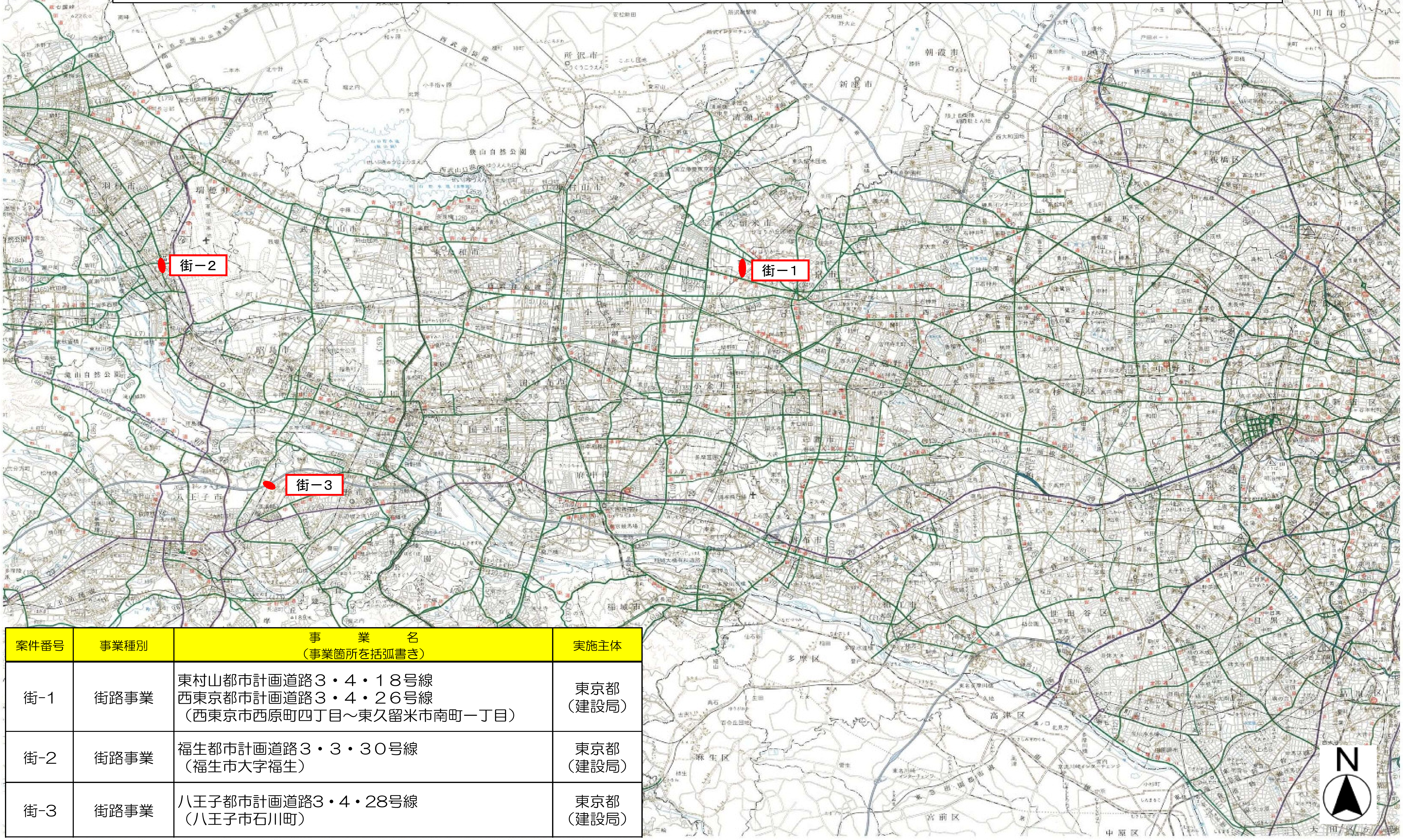

案件番号	事業種別	事　業　名 （事業箇所を括弧書き）	実施主体
街-1	街路事業	東村山都市計画道路３・４・１８号線 西東京都市計画道路３・４・２６号線 （西東京市西原町四丁目～東久留米市南町一丁目）	東京都 （建設局）
街-2	街路事業	福生都市計画道路３・３・３０号線 （福生市大字福生）	東京都 （建設局）
街-3	街路事業	八王子都市計画道路3・4・28号線 （八王子市石川町）	東京都 （建設局）

評価対象事業案内

番号	街 － 1

位　置　図

事業内容を示す図面

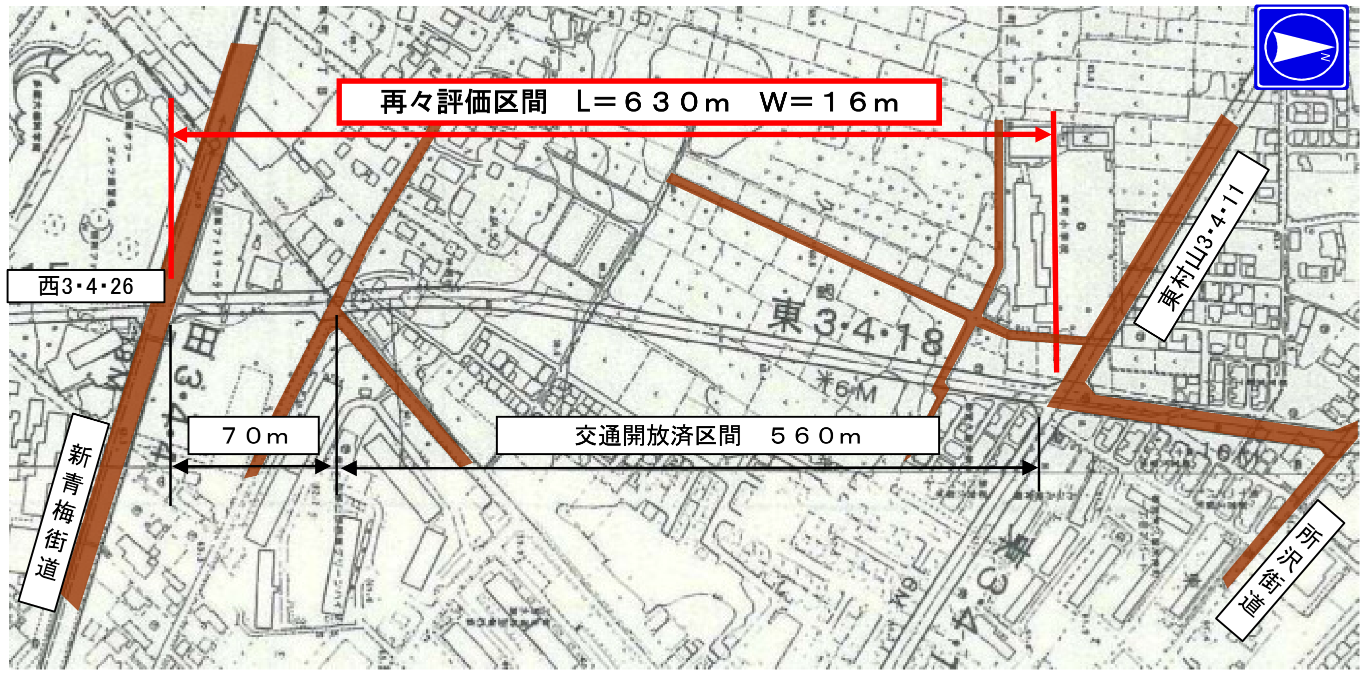

計画幅員

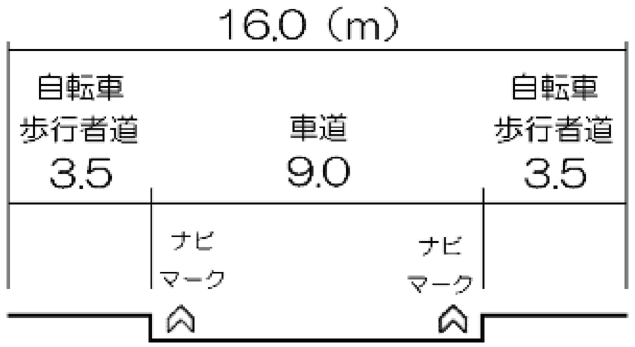

現況幅員

現道なし

事業概要

東村山3・4・18号線及び西東京3・4・26号線は、西東京市向台町から東久留米市浅間町に至る延長約５．４ｋｍの都市計画道路で、多摩北部を南北に結ぶ地域幹線道路である。

本事業は、西東京市西原四丁目から東久留米市南町一丁目に至る延長約６３０ｍの区間について、幅員１６ｍの道路を新設するものである。

当該区間の整備により、並行する小金井街道等の周辺道路の交通渋滞緩和を図るとともに、歩道の整備や電線類の地中化を行うことで、快適で安全な歩行空間を確保する。

事業の種類	街路事業
事業の名称	東村山都市計画道路３・４・１８号線 西東京都市計画道路３・４・２６号線
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	５年間未着工・10年間継続・その他（5年間継続（再々評価））
対応方針（案）	継　続・中　止

事業内容を示す図面及び写真

①

②

③

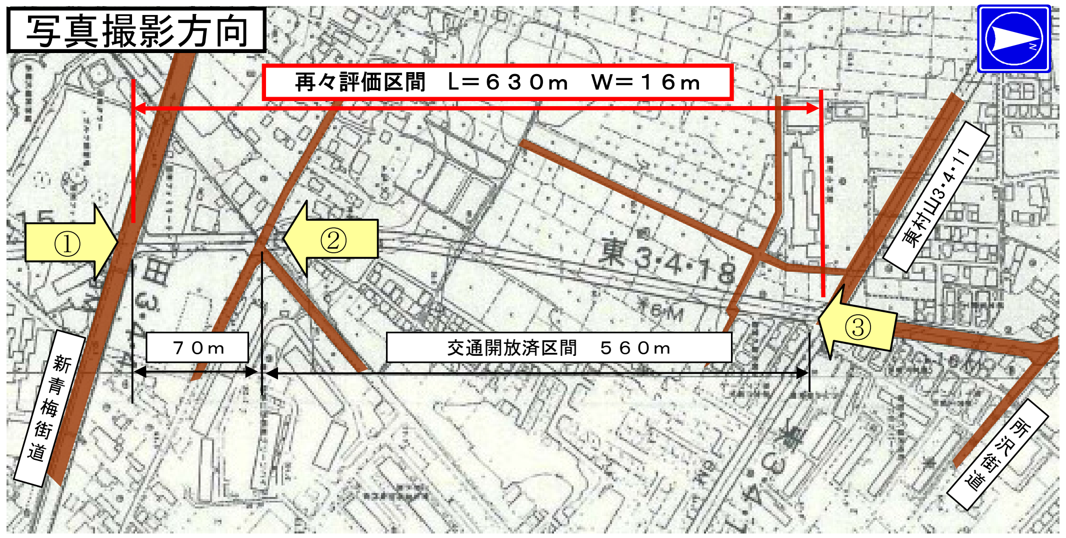

事業の種類	街路事業
事業の名称	東村山都市計画道路３・４・１８号線 西東京都市計画道路３・４・２６号線
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	５年間未着工・10年間継続・その他（５年間継続（再々評価））
対応方針（案）	継　続・中　止

評価対象事業案内

番号	街 － 2

位　置　図

事業概要

福生３・３・３０号線は、福生市大字熊川字牛浜から青梅市新町字南植木内までの延長約５．９ｋｍ、幅員２５ｍの都市計画道路であり、西多摩地域の道路ネットワークを形成する幹線道路である。

本事業は、富士見通りから多摩橋通りまでの６５０ｍの区間で実施しており、JR青梅線と立体交差する多摩橋通りの拡幅整備と合わせて整備を進めている。

これにより、周辺道路の渋滞緩和、地域の利便性向上、歩行者の安全性確保が図られる。

事業内容を示す図面

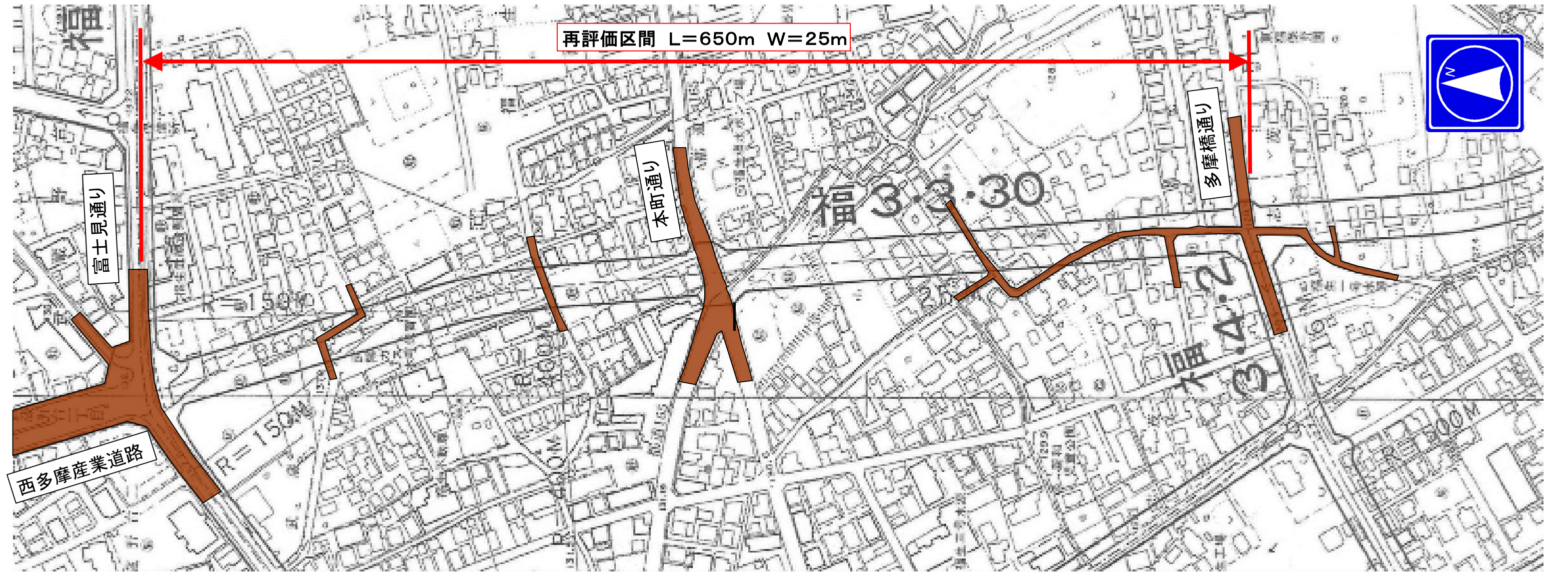

計画幅員

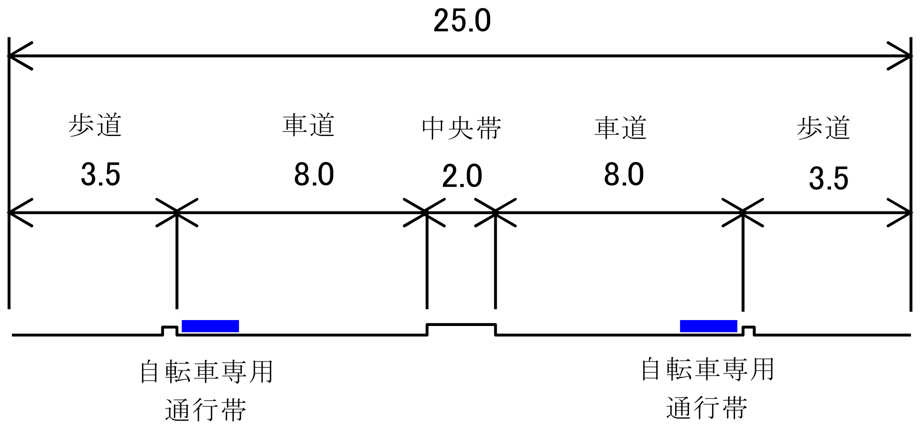

現況幅員

現道なし

事業の種類	街路事業
事業の名称	福生都市計画道路３・３・３０号線
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	５年間未着工・[10年間継続]・その他（　　　　）
対応方針（案）	[継　続]・中　止

評価対象事業案内（２）

番号	街 – 2

①

②

③

事業内容を示す図面及び写真

④

写真撮影方向

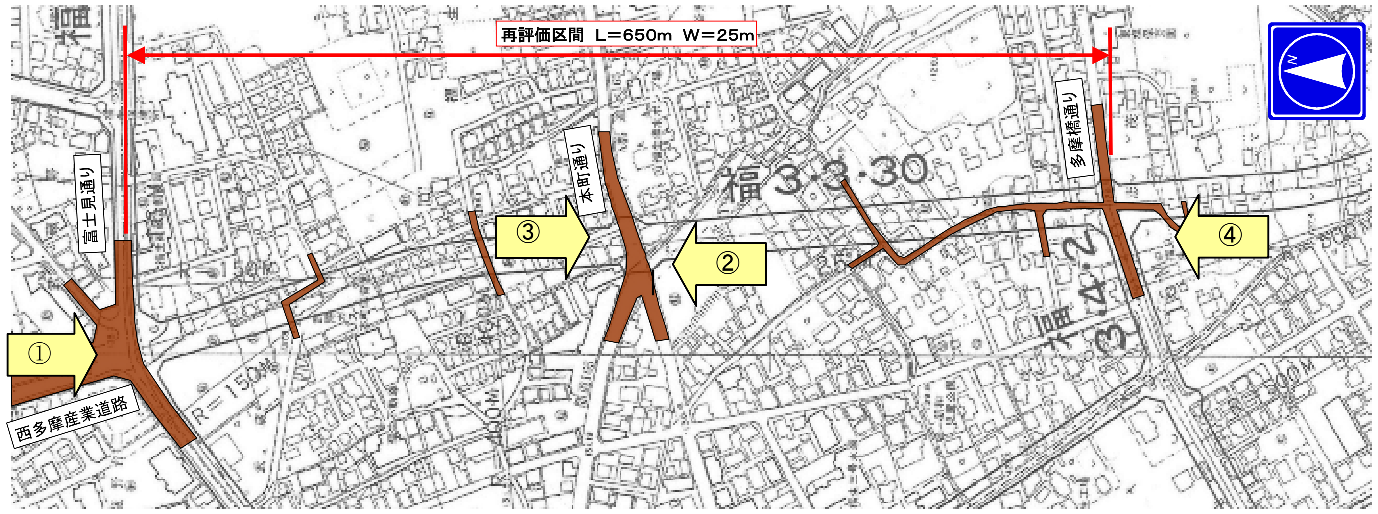

事業の種類	街路事業
事業の名称	福生都市計画道路３・３・３０号線
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	５年間未着工・10年間継続・その他（　　　）
対応方針（案）	継　続・中　止

評価対象事業案内

番号	街 － 3

位　置　図

事業内容を示す図面

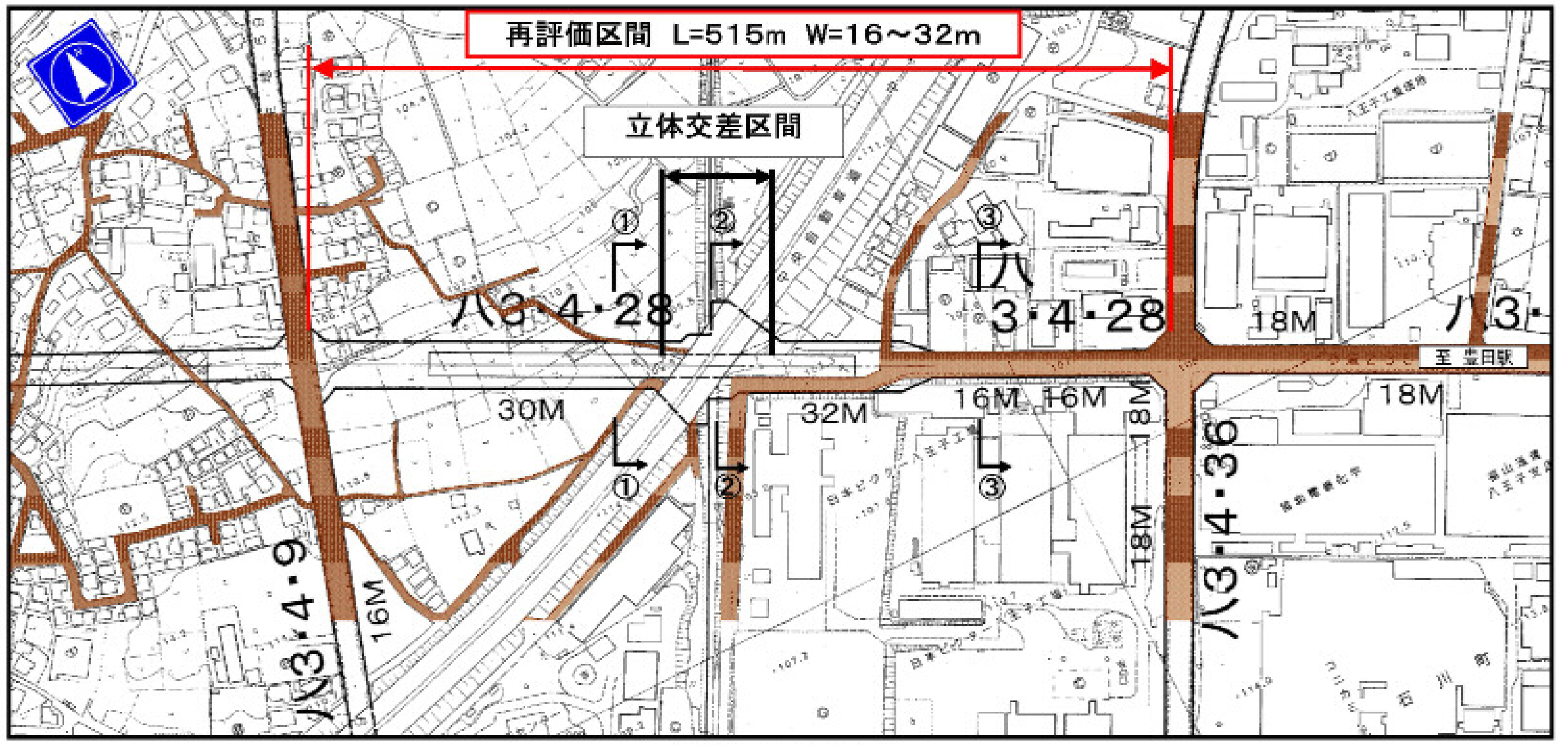

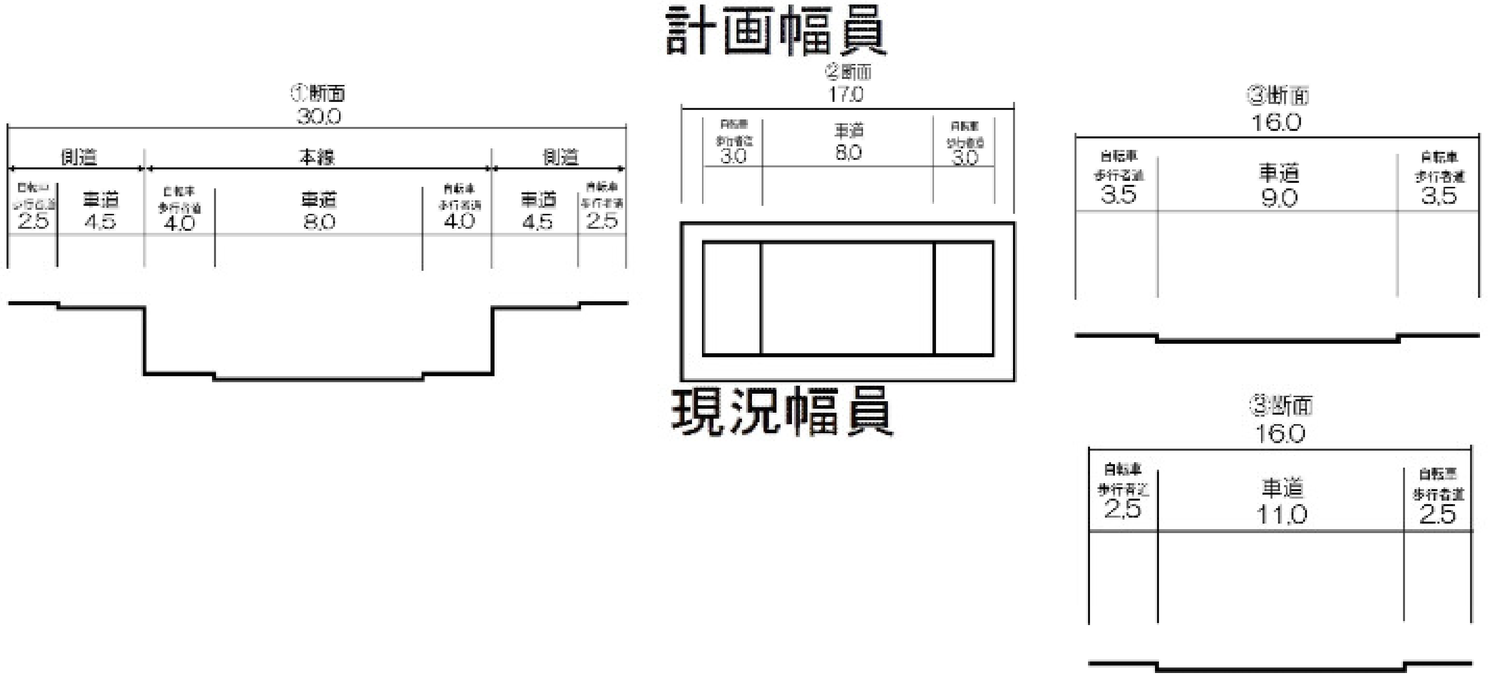

事業概要

八王子３・４・28 号線は、国道 16 号線とＪＲ豊田駅北口に繋がる日野３・３・21 号線を結ぶ延長約 2.0km の都市計画道路である。

本事業は、多摩南北道路の一つである八王子村山線から八王子３・４・36 号線までの延長 515mの区間について道路を新設するものであり、JR 八高線との交差部はアンダーパスで整備する。

本路線の整備により、八王子市及び日野市を結ぶ道路ネットワークが強化されるとともに、歩行者、自転車の安全性の確保、地域の防災性や利便性の向上、電線類の地中化や街路樹の植栽による良好な都市景観の創出などが図られる。

事業の種類	街路事業
事業の名称	八王子都市計画道路３・４・２８号線
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	５年間未着工・10年間継続・その他（　　　　）
対応方針（案）	継　続・中　止

評価対象事業案内 （２）	番号	街 － ３

事業内容を示す図面及び写真

①

③

②

写真撮影方向

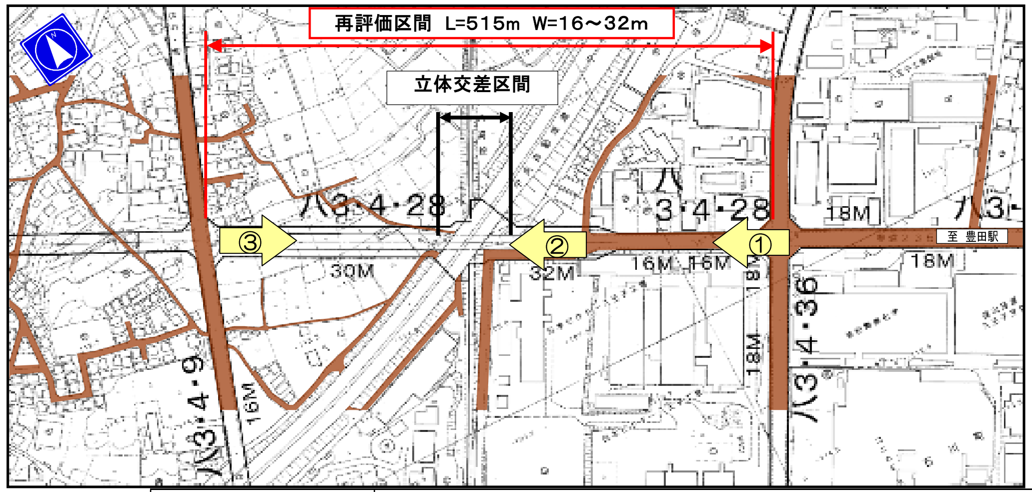

事業の種類	街路事業
事業の名称	八王子都市計画道路３・４・２８号線
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	５年間未着工・［１０年間継続］・その他（　　　）
対応方針（案）	［継　続］・中　止